

申請者 現住所

印

令和7年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、令和7年度田子町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1	設置場所の 地名番地	田子町大字	字
2	交付申請額	金	円
3	住宅等所有者	1本人	2共有(人) 3賃貸その他()
4	着工予定年月日	令和	年 月 日
5	事業完了 予定年月日	令和	年 月 日
6	新築・改築(リフォーム)の別 単独槽からの改築の別	新築	改築(リフォーム) 購入 ※該当項目を○で囲む 単独槽からの改築 合併処理浄化槽新築
7	その他(田子町内居住者)	現在居住する住居には、合併処理浄化槽が設置されていないことを申告し、虚偽があった場合は補助金の返還に応じることに同意します。	

確 認 済 書

田収発第 号
令和 年 月 日

殿

田 子 町 長 山 本 晴 美 印

補助対象者合併処理浄化槽確認願いについて、次の条件を附して確認します。

- 1 建築者は、購入者に確認書を交付すること。
- 2 購入者は、申請する場合、確認書を添付すること。

完納証明書

令和 年 月 日現在、下記の納税義務者は、令和6年度までの市町村税について、現に滞納はありません。

納税義務者	住所	
	氏名	

- ※ 対象税目 ① 市町村・県民税
 ② 固定資産税
 ③ 軽自動車税
 ④ 国民健康保険税
※ 法人にあつては該当する①～③の税目

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(市区町村)

印

付記

この完納証明書は、住所氏名を記入し居住地の税務担当部局に「税証明等交付申請書」とともに交付申請して取得してください。

殿

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度合併処理浄化槽設置事業費補助金については、下記により交付決定する。

令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 ⑩

記

I 交付決定額 金 円

II 交付条件等

- 1 補助対象者は、令和8年3月31日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 2 承認事項等
 - (1) 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告
補助対象者は、補助事業の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告しなければならない。
- 4 実績報告
補助対象者は、補助金にかかる事業完了後1ヶ月以内(第7条第1項の規定により、補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内)または3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 5 補助金の確定等
町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
- 6 補助金の交付等
補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

田収発第 号
令和 年 月 日

殿

田子町長 山 本 晴 美 印

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度合併処理浄化槽設置事業費補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

(理由)

令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

補助対象者 住所

氏名

印

変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け、田収発第 号で補助金交付決定を受けた
令和7年度合併処理浄化槽設置事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更し
たいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

補助対象者 住所 田子町大字 字

氏名



實 績 報 告 書

令和 年 月 日付け、田収発第 号で交付決定の通知を受けた
令和7年度合併処理浄化槽設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

田収発第

令和 年 月 日

号

殿

田子町長 山 本 晴 美

印

補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで報告のあった令和7年度合併処理浄化槽設置事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

金

円

なお、補助事業者は、この補助を受けた年度の翌年度から3年間にわたり、浄化槽法第11条の規定による水質検査の実施結果を毎年報告しなければならない。

補 助 金 交 付 請 求 書

請求金額 金 _____ 円

令和 年 月 日付け、田収発第 号で額の確定のあった合併処理
浄化槽設置事業費補助金を上記のとおり請求する。

振 込 先 _____

預金口座種類 _____

口 座 番 号 _____

口 座 名 義 人 _____

(※振込先口座は、あらかじめ田子町に登録してある口座に限ります。
登録口座を変更したいときは、事前に申し込みください。)

令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

補助対象者 住所

氏名



令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

令和7年度補助対象者 住所 田子町大字 字

氏名



浄化槽法水質検査報告書

令和7年度田子町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査を実施したので検査結果書の写しを別添し報告します。

■ この報告書は、2026年度(令和8年度)から2028年度(令和10年度)までの3年間にわたり毎年実施した結果を報告するもので、報告者は、検査結果書を3年間以上保管すること。
検査結果書の例は別紙のとおり。

【参考】

令和7年度田子町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱第12条

(水質検査報告)

第12条 補助事業者は、浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づき毎年1回水質検査を受けなければならない。

2 前項の水質検査を受けたときは、その都度又は当該年度の3月15日までに浄化槽法水質検査報告書(様式第10号)に検査結果書の写しを添付して町長に提出しなければならない。

3 前項の報告は、合併処理浄化槽の使用開始後の翌年度から3年間行うものとし、4年目以降は不要とする。

浄化槽法

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

※浄化槽管理者 浄化槽を設置した補助対象者

※指定検査機関 一般社団法人 青森県浄化槽検査センター